

平成 22 年 5 月 12 日

いわゆる国庫負担「肩代わり」法案の成立について(声明)

健康保険組合連合会
会長 平井 克彦

協会けんぽの後期高齢者支援金にかかる国庫補助の一部を健保組合等に「肩代わり」させる内容を含む「医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部改正案」が 5 月 12 日、参議院本会議で可決、成立した。

国会審議にあたって、健保連・健保組合は、反対決議を採択するなど一体となって法案の修正を求めて様々な活動を展開してきた。また、衆議院・参議院の厚生労働委員会においても、協会けんぽへの助成は本来、国が責任を持って負担すべきであること、高齢者医療制度の根幹である若年者の負担方式を議論することなく一方的に変更する手法に問題があることを指摘してきた。こうした活動にも拘わらず、法案が原案どおり可決、成立したことは誠に遺憾である。

残念ながら法案は成立に至ったが、政府に対しては、我々の主張を今後の政策立案に反映することを求めたい。

今回の我々の活動により、健保組合の厳しい財政状況や我が国の医療保険制度が抱える諸課題に対して、多くの国民、国会議員に一定の理解が得られた。また、特に参議院で、①拠出金負担に苦しむ保険者に対する財政支援を、平成 24 年度まで継続、充実すること、②高齢者医療制度の再構築に向けては、若年者の負担が過大なものとならないよう公費負担を充実することとの附帯決議もなされ、一定の成果を得たものと考えている。

我が国の医療保険制度を持続していくためには、保険者機能を十分に発揮できる健保組合の役割は大きく、不可欠なものと考えている。今後も皆保険制度の維持と安定に向け、健保組合の結束をさらに強めながら努力していく。